

## 特定の理由による研修の中断について

- ① 4年または5年の研修中に特定の理由（海外への留学や勤務、大学院、妊娠・出産・育児、病気療養、介護等）による中断で6か月までであれば、残りの研修期間に必要な研修内容が満たされることを責任者が証明し<sup>※</sup>、資格認定委員会（4月に開催予定）で6か月までの中断と残りの研修期間の合計が4年間または5年間として認定されれば、研修期間の延長は必要とせず、受験資格を得ることができます。  
なお、研修期間中に複数回中断をした場合でも、上限は6か月までとなります。
- ② 上記の改訂に際し、これまでの研修制度では産休（産前6週、産後8週、計14週）を研修期間に含めておりましたが、今後は研修期間に含めず、特定の理由による研修中断期間といたします。
- ③ 当初2年のうち、基幹施設での1年間の研修期間に特定の理由による研修の中断を適用するかどうかは、現在委員会で検討中です。確定し次第改めてご案内いたします。

※医師免許取得年度により証明者は以下のとおりとなります。

平成16年以前医師国家試験合格者：

- ・大学の研修カリキュラムにのっとり研修をしている場合は大学眼科主任教授、その他の場合は施設長と眼科責任者の連名

平成17年～平成27年医師国家試験合格、かつ平成29年以前眼科臨床研修開始者：

- ・当初2年の間に行う1年間の眼科研修プログラム施行施設（基幹研修施設）での研修期間の証明者は研修プログラム統括責任者
- ・上記以外の3年の研修期間の証明者は、大学の研修カリキュラムにのっとり研修をしている場合は大学眼科主任教授、その他の場合は施設長と眼科責任者の連名

平成16年以降医師国家試験合格、かつ平成30年以降眼科専門研修開始者（日本専門医機構専攻医登録者）：

- ・当初2年の間に行う1年間の専門研修基幹施設での研修期間を含む4年間の研修期間の証明者は、所属している眼科専門研修プログラムの研修プログラム統括責任者